

ふじさわ 女性支援計画

女性の生きづらさを解消し
ウェルビーイングを実現するために

2025年(令和7年)3月
藤沢市

はじめに

本市では、2021年(令和3年)3月に「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」を策定し、「共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、ジェンダー平等のまち“ふじさわ”」を将来像に、次世代に向け、多様な生き方や考え方を認め合う、誰もが生きやすい社会の実現に向けた施策に取り組んでいます。



一方で、女性が抱える困難は、多様化、複雑化し、これまでの売春防止法の保護更生を目的とした女性支援には限界が生じていました。こうした状況を踏まえ、国は、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点から支援を行う新たな枠組みへの転換を図るため、2024年(令和6年)4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を施行しました。

本計画は、未だ女性が社会的、文化的な背景により困難に陥りやすい傾向にあることから、こうしたジェンダー構造に起因する女性特有のさまざまな問題に対応し、女性の目線に立った適切な支援を図っていくため、市内在住の女性を対象として実施した市民意識調査の結果を踏まえ策定したものです。

今後、重点目標に基づく具体的な施策を着実に進めるとともに、民間団体や企業、行政機関などさまざまな主体が相互に連携を図り、協働を進めながら、困りごとを抱えた人に寄り添い、当事者の意思を尊重した支援を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたって、さまざまな立場から議論を深めていただいたふじさわジェンダー平等プラン推進協議会の委員の皆様をはじめ、本計画の基礎資料とするため実施した市民意識調査にご回答をいただいた皆様など、ご協力をいただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

2025年(令和7年)3月

藤沢市長  鈴木恒夫

目次

第1章 計画策定の背景と基本的な考え方	1
1 計画策定の経緯	
2 藤沢市の女性支援の現状と課題	
3 藤沢市の計画の特徴と背景	
4 計画の期間及び進捗管理	
第2章 計画の方向性.....	5
1 基本理念	
2 基本方針	
第3章 重点目標と課題・取組.....	6
重点目標1 生活上の困難に対する支援.....	7
重点目標2 女性に対する暴力の根絶と被害者支援の充実	11
重点目標3 生涯にわたる健康づくりと性の理解促進.....	15
第4章 関係機関と連携・協働した支援体制の充実	20
1 不安や悩みの相談先の状況	
2 望まれる相談環境や支援	
3 相談しやすい市役所に向けた環境づくり	
4 関係機関との連携・協働促進のための体制整備	

第1章 計画策定の背景と基本的な考え方

1 計画策定の経緯

本市では、1990年(平成2年)に「ふじさわ女性行動計画」を策定後、2001年(平成13年)に「ふじさわ男女共同参画プラン2010」、2011年(平成23年)に「ふじさわ男女共同参画プラン2020」、2021年(令和3年)に「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」を策定し、ジェンダー平等、男女共同参画を推進してきました。

しかし、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点を含めて、女性支援の強化が課題となっていました。

こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確にした困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が議員立法により制定され、2024年(令和6年)4月1日に施行されました。

同法では、困難を抱える女性の意思が尊重されながら、最適な支援を受けられるようにするために、多様な支援が包括的に提供される体制を整備するとともに、関係機関及び民間団体との協働により、早期から切れ目なく支援が実施されることを基本理念としています。また、同法において、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講じる責務を有することが示されています。

本市では、こうした背景を踏まえ、困難な問題を抱える女性一人一人の視点に立った支援が適切に行われるよう、同法第8条第3項に基づく「市基本計画」として、本計画を策定することとしたものです。

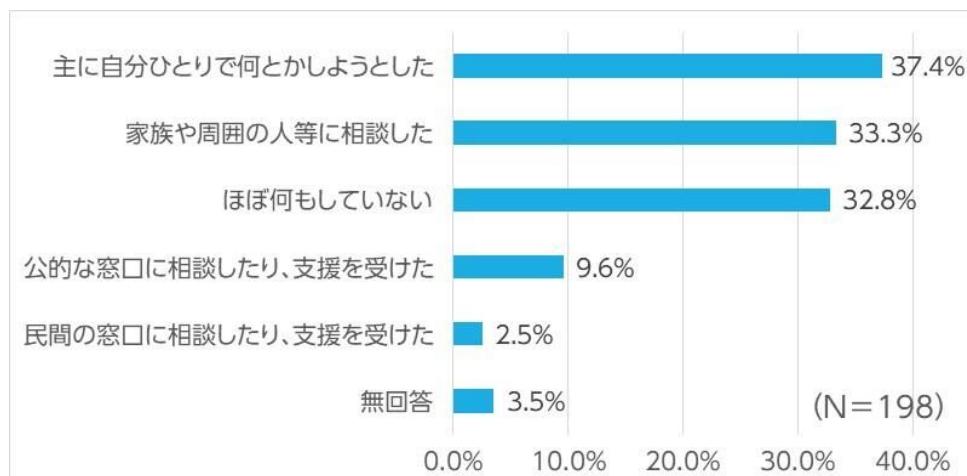
2 藤沢市の女性支援の現状と課題

本市では、現在、女性相談支援員を福祉部生活援護課に配置し、DVをはじめとする相談を受け、とくに緊急に保護を必要とするケースでは、迅速性を確保しながら必要な支援を図るとともに、新たに自立した生活が送れるよう経済的な対応を図っています。

一方で、本市が、本計画策定の基礎資料とするため、2024年(令和6年)7月

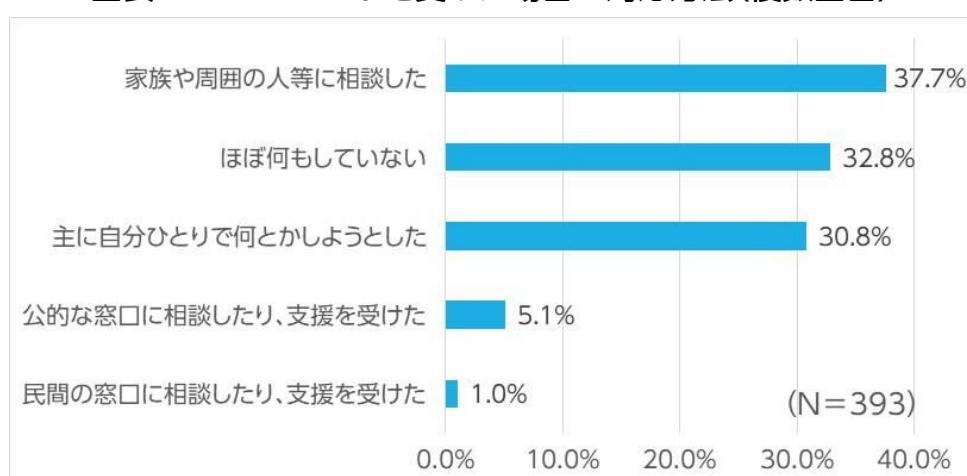
に実施した「藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査」¹では、困難を抱えたときの対応として、「主に自分ひとりで何とかしようとした」や「ほぼ何もしていない」との回答の割合は高いのに対し、「公的な窓口に相談したり、支援を受けた」との回答の割合は低くとどまっており、女性にとって相談しやすく、支援につながりやすい体制づくりや人材育成などさまざまな取組が必要になっています。

図表1－夫・パートナーや交際相手、家族などから暴力を振るわれた場合の対応方法(複数回答)



資料: 藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査[2024年(令和6年)7月]

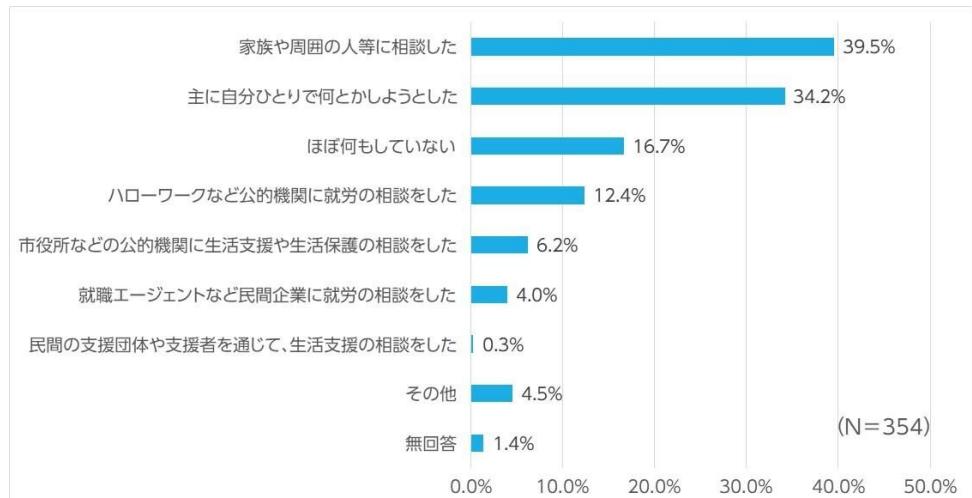
図表2－ハラスメントを受けた場合の対応方法(複数回答)



資料: 藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査[2024年(令和6年)7月]

¹ 藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査: 藤沢市内に在住する満12歳以上(中学1年生以上)の女性3,000人を対象に、2024年(令和6年)7月10日から7月31日まで藤沢市が実施した市民意識調査。回答数は921人、回答率は30.7%。

図表3－経済的な困りごとや不安を抱えた場合の対応方法(複数回答)



資料:藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査[2024年(令和6年)7月]

3 藤沢市の計画の特徴と背景

国の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」では、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する市町村基本計画又は男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画等と一体のものとして策定することができるとされています。

しかしながら、本市が行った市民意識調査では、女性が抱える「現在の困りごと」として、「健康問題」や「家庭や家族関係における問題」がどの年齢層においても上位にあり、さらに、年齢層によって「生活困窮」や「就労問題」、「住まい、居場所の問題」などの課題傾向が見られました。とくに、「30～39歳」から「50～64歳」までの年齢層では、家事や育児、介護、就労と幅広く生活面に困難を抱えるなど複合的な問題に直面していることがわかりました。

こうしたジェンダー構造から生じる女性特有のさまざまな問題に対応し、女性の目線に立った適切な支援を図っていくため、「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」の別冊として女性支援に特化した本計画を策定することとしたものです。

※ 本計画では、性自認が女性であるトランスジェンダーの方も対象とします。

図表4－現在の困りごと上位3位とあてはまるものがない人の割合(年齢別)
(複数回答)

	回答数 (N)	1位		2位		3位		「あてはまるものはない」の割合 (%)
		内容	割合	内容	割合	内容	割合	
全体	921	健康問題	24.4	家庭や家族関係における問題	13.5	住まい、居場所に関する問題	8.0	44.1
年齢	12～19歳	46	健康問題	10.9	家庭外における人間関係を巡る問題	6.5	家庭や家族関係における問題	4.3
	20～29歳	68	健康問題	17.6	生活困窮問題	11.8	家庭や家族関係における問題*1	7.4
	30～39歳	96	就労問題	15.6	家庭や家族関係における問題	10.4	健康問題	10.4
	40～49歳	161	家庭や家族関係における問題	25.5	健康問題	20.5	家庭外における人間関係を巡る問題*2	12.4
	50～64歳	255	健康問題	22.7	家庭や家族関係における問題	16.5	住まい、居場所に関する問題	10.2
	65～74歳	153	健康問題	28.8	家庭や家族関係における問題	10.5	住まい、居場所に関する問題	8.5
	75歳以上	141	健康問題	44.7	住まい、居場所に関する問題	8.5	家庭や家族関係における問題	5.7

*1 同率で、「家庭外における人間関係を巡る問題」「職場や学校における問題」

*2 同率で、「生活困窮の問題」

資料:藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査[2024年(令和6年)7月]

4 計画の期間及び進捗管理

この計画は、2031年(令和13年)3月31日を期限とする「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」に合わせ、2025年(令和7年)4月1日から2031年(令和13年)3月31日までの6年間を計画期間とします。

なお、本計画は、困難な問題を抱える女性を支援するための方向性を示すものであり、個別の事業の進捗管理は「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」に沿って行うこととし、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会において評価・検証をするものとします。

第2章 計画の方向性

1 基本理念

誰一人取り残さないインクルーシブな支援を通じて、すべての女性のウェルビーイング²を実現する

女性は、非正規雇用の割合の高さや賃金格差などの経済・生活の問題、健康問題や人間関係の問題など、さまざまな面で困難を抱えやすい状況にあります。とくに、女性であることにより、性暴力や性的搾取、DVなど回復が極めて困難な問題に直面する割合が男性に比べ高い傾向にあります。

こうした点を踏まえ、女性のエンパワーメント³の観点から、女性が権利の主体として、安心して自立した生活が送れるよう女性が抱える困難に対し、社会全体の問題として認識を深め、その解消や改善に向けて取り組むことが重要です。

本市では、「藤沢市市政運営の総合指針2028～郷土愛あふれる藤沢をめざして～」において、「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）」をまちづくりのコンセプトの一つとしており、女性の人権を擁護するという視点から、女性一人一人の意思を尊重した支援を進め、**すべての女性のウェルビーイングの実現をめざします。**

2 基本方針

女性が抱えるさまざまな困難は、社会の様相を反映して、多様化、複雑化とともに複合化しており、行政を中心とした既存の枠組みでは対応することが難しくなっています。そのため、健康、医療、福祉、教育、労働などさまざまな関連施策において連携を図るとともに、行政と民間が共に手を携えて包括的な支援を図る必要があります。

本市では、困難を抱える女性を支える施策とともに、女性を取り巻くさまざまな主体を繋ぎ、課題や情報、必要なツールの共有や提供などを通じて、「**支援者を支える**」施策を推進していくことで、社会全体で女性支援のネットワーク形成と意識の醸成を図ります。

² ウェルビーイング：幸福で身体的、精神的、社会的すべてにおいて満たされた状態。

³ 女性のエンパワーメント：女性が意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。

第3章 重点目標と課題・取組

本計画では、第2章の基本理念を達成するため、女性を取り巻く困難の状況を踏まえ、3つの重点目標を設定し、第4章において支援体制について定めています。

基本理念

誰一人取り残さないインクルーシブな支援を通じて、すべての女性のウェルビーイングを実現する

重点目標 1

生活上の困難
に対する支援

重点目標 2

女性に対する
暴力の根絶と
被害者支援の
充実

重点目標 3

生涯にわたる
健康づくりと
性の理解促進

関係機関と連携・協働した支援体制の充実
(第4章)

重点目標1 生活上の困難に対する支援

社会状況及び背景

女性をめぐるさまざまな生活上の問題は、男女間の社会的・経済的格差が背景にあります。女性は、男性に比べ非正規雇用の割合が高く、雇用が不安定で、賃金が抑制される傾向にあることから、女性の自立が阻まれ、さまざまな問題の原因となり、また、その解決が図りにくい現状があります。近年は、少子高齢化が進み、家族観が大きく変化する中で、貧困や地域社会からの孤立・孤独など、さまざまな問題を抱える人が増えており、従来の価値観では解決が難しい複雑化した課題が増えています。

また、母子世帯の困窮は、近年、さまざまな支援策が進められているものの、依然として他の世帯に比べ顕著となっています。本市が行った市民意識調査では、現在の「経済的な暮らし向き」について、「やや苦しい」「たいへん苦しい」の割合が、「子育て世帯(全体)」で34.7%に対して、「母子世帯」では 65.8%となっており、厳しい生活状況であることを示しています。

こうした状況の背景は、婚姻状況別でも表れており、「やや苦しい」「たいへん苦しい」の割合が、「既婚」で 20.5%、「未婚」で 24.3%に対し、「離別(死別を除く)」が 53.8%と、半数以上が生活の状況が苦しいと回答しています。家庭での性別による役割分担が女性の経済的な自立に影響していることが指摘されており、その解消は重要な課題と言えます。

女性の安定した暮らしの基盤の構築に向けて、それぞれの状況に合わせて支援を行うとともに、必要に応じて相談機関を含むさまざまなネットワークにつなぎ、包括的な支援を持続的に行っていくことが必要です。

図表5－婚姻状況・子育て世帯別 経済的な暮らし向き

		回答数 (N)	たいへん ゆとりが ある	ややゆと りがある	普通	やや苦し い	たいへん 苦しい	無回答
全体		921	3.5	18.2	53.3	18.9	5.6	0.4
婚姻 状況	未婚	189	4.8	17.5	52.9	19.0	5.3	0.5
	既婚（事実婚含む）	581	3.8	20.1	55.2	16.5	4.0	0.3
	離別	80	0.0	12.5	33.8	33.8	20.0	0.0
	死別	69	1.4	10.1	62.3	20.3	4.3	1.4
子育て 世帯	子育て世帯（全体）	216	4.2	17.1	44.0	24.5	10.2	0.0
	母子世帯	38	0.0	7.9	26.3	39.5	26.3	0.0
	その他子育て世帯	178	5.1	19.1	47.8	21.3	6.7	0.0

資料：藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査[2024年(令和6年)7月]

施策の方向性1 生活困窮への対応

生活困窮者は、背景として、就労や心身の状況、地域社会との関係性の希薄化などさまざまな問題を複合的に抱えており、対応が難しく、相談につながらないまま孤立を深める傾向にあります。女性の生活課題を踏まえ、一人一人の状況に応じた支援を進め、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行います。

【取組】

- **生活困窮者への生活保障と自立支援**
 - ・ 生活保護の実施
- **「バックアップふじさわ」「バックアップふじさわ社協」による生活困窮者の自立促進**
 - ・ 自立相談支援事業による相談、プランの作成
 - ・ 就労準備支援事業
 - ・ 家計改善相談支援事業
 - ・ 子どもの学習・生活支援事業 等

社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会への委託により、コミュニティソーシャルワーカーを13地区に配置し、「困難を抱える人」への個別支援と「誰もが住み続けられる地域」にするための地域活動支援を実施しています。相談先、つなぎ先がない困りごとについて、一緒に考え、関係機関・団体や行政が連携して包括的な相談支援を行っています。

施策の方向性2 生活の安定に向けた取組の推進

女性は男性に比べ、非正規雇用の割合が高く、雇用の安定性や継続性、賃金、キャリア形成などにおいて困難な状況に置かれやすく、将来への不安を感じている人が少なくありません。こうした経済的な自立への困難が、DVや性暴力などの原因となり、こうした環境から抜け出すことを難しくしています。

本市では、就職、再就職を希望する女性がライフステージに応じて、その能力を伸長・発揮できるよう女性の就業を促進するほか、就労相談やリスクリングの推進など、女性が自分らしく生きるための生活の安定に向けた取組を進めます。

また、女性が、高齢や障がいがあること、外国につながりのある市民であることなどにより、困難が複雑化し、生活が不安定となる傾向があります。こうした背景を踏まえ、必要な福祉的サービス等も活用しながら、自身の状況や希望、意思に応じて、安定的に日常生活や社会生活を営めるよう包括的な支援を推進します。

【取組】

- 女性向けの就労支援セミナー・キャリアカウンセリング等の実施
- 湘南合同就職面接会などの就職マッチング機会の提供
- 女性の福祉の視点に立った施策の充実と包括的な支援の推進

施策の方向性3 ひとり親家庭などへの支援

2021年(令和3年)11月に厚生労働省が行った全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯で就業している割合は、86.3%で、父子世帯の88.1%と大きく変わらないものの、正規従事者は父子世帯の69.9%に対して、母子世帯は48.8%と非正規雇用の割合が高く、父又は母自身の平均年間就労収入は、父子世帯の496万円に対して、母子世帯は、236万円と、母子世帯は、経済的に極めて厳しい状況に置かれています。

本市では、さまざまな経済的な支援に加え、母子世帯の安心につなげていくため、母子・父子自立支援員が、母子の置かれている状況を踏まえた相談支援を行っています。また、離婚前の相談者の中には、DV被害者が含まれるケースがあり、母子・父子自立支援員と女性相談支援員は常時連携を図りながら、それぞれの事情に応じて、関係機関につなぐなどの対応を行っています。

今後も、継続して、母子・父子自立支援員の相談支援に係る知識の定着やひとり親世帯の自立促進に向けた対応力の向上を図りながら、適切な支援を行っていきます。

【取組】

- ひとり親家庭への相談支援
 - ・ 母子・父子自立支援員等によるひとり親家庭相談の実施
 - ・ 女性相談支援員との連携
- ひとり親家庭などへの支援
 - ・ 児童扶養手当の支給
 - ・ ひとり親家庭等医療費助成制度の実施
 - ・ ひとり親家庭への自立支援給付事業の実施
 - ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
 - ・ 養育費確保支援事業の実施

施策の方向性4 ライフステージを踏まえた社会啓発の推進

わが国においては、性別による役割分担意識は依然として高く、家事や育児、介護の負担が女性に集中することで生活上の困難につながっています。とくに、厚生労働省が2022年(令和4年)6~7月に行った国民生活基礎調査によると、被介護者がいる世帯において、同居の主な介護者の性別は、男性が31.1%、女性が68.9%となっており、家事や育児と比べても、介護への男性の参画が進んでいない現状があります。

今後も、社会状況を踏まえた固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行うとともに、近年問題になっている介護離職の防止に向けた取組を進めます。

【取組】

- 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進
- 育児・介護休業制度の普及促進
- 家族介護者教室の開催

重点目標2 女性に対する暴力の根絶と被害者支援の充実

社会状況及び背景

神奈川県配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数の推移は、2020年度（令和2年度）に過去最高となり、その後も高水準で推移しています。本市においても、DV相談件数の増加傾向が続いていること、DVは人権に関わる社会問題の一つになっています。

また、私たちの生活の場ではDVに限らず、虐待やハラスメント、あるいは性犯罪やストーカー、SNS上の誹謗中傷など、さまざまな暴力が身近に存在しており、それに適した施策を実施し、暴力の未然防止を図るとともに、必要な情報を、必要な人に届け、支援につなげられる取組が必要になっています。

図表6－藤沢市におけるDV相談件数



資料:藤沢市福祉部生活援護課調べ

施策の方向性1 DV被害者への相談支援と啓発

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。とくに、DVに関わる問題は家庭内など、外部からその発見が困難であり、男女間の経済力や社会的地位の格差、社会構造の問題、性別による固定的な役割分担意識など、さまざまな原因が複雑に関わっており、極めて深刻な問題です。

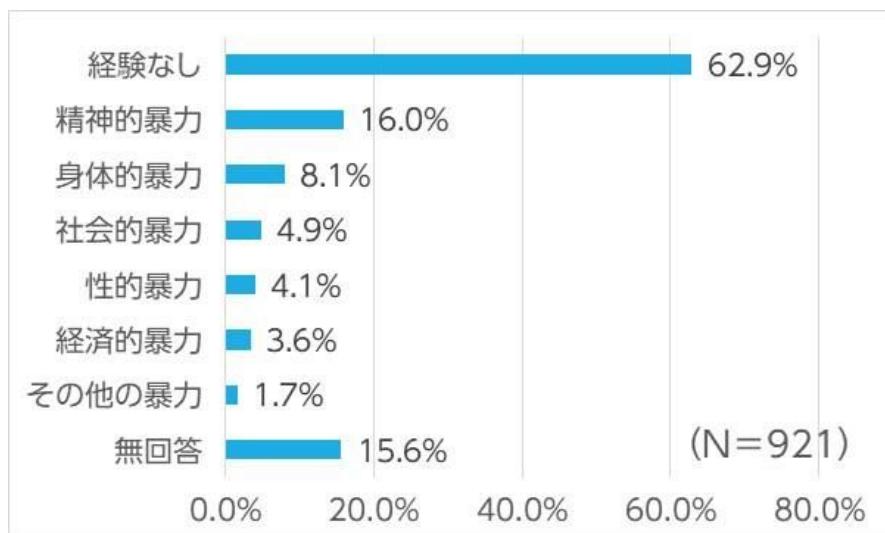
本市が行った市民意識調査では、「夫やパートナー、交際相手、家族から暴力

を振るわれたことがあるか」との質問に対し、「精神的暴力」が16.0%、「身体的暴力」が8.1%、「社会的暴力」が4.9%と続いており、DV被害者は、回答することもできない深刻な精神的状況に置かれると踏まえると、潜在的にはさらに大きな割合で被害者がいる可能性があります。

本市では、さまざまな事例に対応してきた女性相談支援員を福祉部生活援護課に配置することで、DV被害者からの相談に対し、経済的な対応を図りながら、迅速に支援につなげています。今後も、こうした本市の特色を生かしながら、複雑化する社会状況を踏まえ、更なる専門性や対応力の向上を図ります。

なお、DVは被害者がDVを受けていることを認識することが難しいケースがあり、相談につながらないことがあるため、DVに対する気付きに向け、情報発信や啓発の強化を図っていきます。

図表7－暴力を振るわれた経験(複数回答)



資料:藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査[2024年(令和6年)7月]

【取組】

- DVへの気付きにつながる啓発と相談支援窓口の周知
 - ・ インターネットやSNSを活用した情報提供
 - ・ DV相談窓口案内カードの配布場所の拡大
 - ・ 県や関係機関等と連携した啓発事業の実施
 - ・ 藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町2市1町で作成するデートDV防止リーフレットの配布先拡大
 - ・ デートDV防止に関する啓発講座の実施

- 女性からの相談支援業務を行う職員の専門性及び対応力の更なる向上と職務環境の改善に向けた取組の推進
 - ・ 女性相談支援員向け研修の充実
 - ・ 女性相談支援員向け研修の受講対象者の拡大(対象範囲を限定すべき内容の研修を除く)
 - ・ 女性相談支援員への定期的なヒアリングの実施などによる適切なフォローの実施
 - ・ 女性相談支援員をはじめ相談支援業務に携わる職員の心理的負担の軽減のためのアドバイザー派遣の実施
- DVに係る庁内外の連携の強化
 - ・ 「2市1町広域連携地域DV対応情報交換会」(藤沢市及び茅ヶ崎市、寒川町の関係課並びに県、警察、児童相談所等で構成)の開催
 - ・ 庁内DV対応ネットワーク会議の実務に即した体制への転換
 - ・ (仮称)藤沢市女性支援会議の設置
 - ・ DV被害者の自立支援に向けた庁内外の連携強化

施策の方向性2 性的被害防止に向けた周知啓発と犯罪被害者支援

国や県、警察などと連携し、性暴力や性的搾取、痴漢などの性的被害を未然に防ぐための啓発を行います。

また、性的被害が発生した場合には、国や県、民間団体等との連携により、被害者等の権利利益の保護や被害の軽減、生活の再建等を図るための支援を行います。

【取組】

- 国や県、警察などと連携した周知啓発の実施
 - ・ 内閣府が主唱して実施する「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめ、さまざまな機会を捉えた啓発事業の実施
 - ・ 学校等での「生命(いのち)の安全教育」の実施
 - ・ 内閣府や警察、県が開設する相談窓口の周知
- 犯罪被害者支援に係る体制の整備

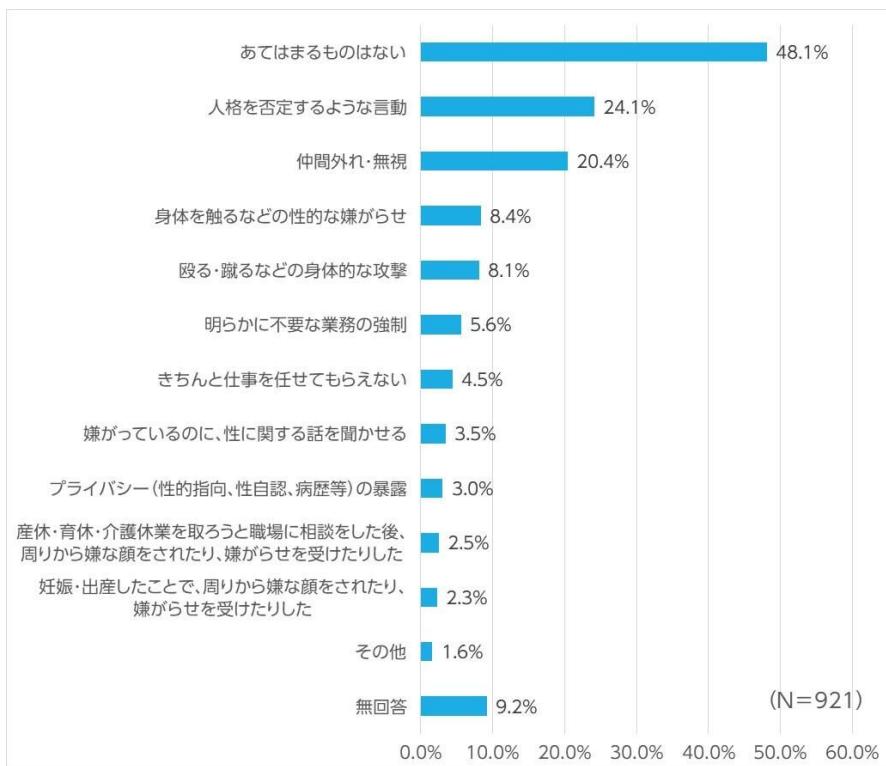
施策の方向性3 ハラスメントの防止と相談体制の充実

言動により、尊厳を傷つけられたり、不利益や脅威を与えられるハラスメントは、心身の不調や就労、通学の困難につながるなど、深刻な人権課題となっています。

本市が行った市民意識調査でも、「人格を否定するような言動」を受けたことが

ある人が24.1%と、およそ1／4が該当しており、「殴る・蹴るなどの身体的な攻撃」も8.1%となるなど、深刻な問題であることを示しています。その他にも、「身体を触るなどの性的な嫌がらせ」が8.4%(最も高い年齢層「20～29歳」で19.1%)、「産休・育休・介護休業を取ろうと職場に相談をした後、周りから嫌な顔をされたり、嫌がらせを受けたりした」が2.5%(最も高い年齢層「30～39歳」で8.3%)、「妊娠・出産したことで、周りから嫌な顔をされたり、嫌がらせを受けたりした」が2.3%(最も高い年齢層「30～39歳」で4.2%)となっており、いわゆるセクシュアルハラスメントやライフィベントを理由としたハラスメントが特定の年齢層を中心に、高い割合で起きていることを示しています。引き続き、市内企業や市民などに対し、実態を踏まえたハラスメントの未然防止のための啓発を進めていきます。

図表8－ハラスメントの経験(複数回答)



資料:藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査[2024年(令和6年)7月]

【取組】

- ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進
- スクールハラスメントの防止に向けた周知・啓発の実施
- 社会保険労務士による労働相談の実施
- 人権擁護委員による人権相談の実施

重点目標3 生涯にわたる健康づくりと性の理解促進

社会状況及び課題

神奈川県が2023年(令和5年)に女性を対象に行った「困難を抱える女性に係る実態調査」によると、抱える困難な状況について、回答者の76.2%が健康に関わる不安や問題を抱えたことがあると回答しており、生涯にわたる健康づくりは、女性の安全、安心にとって大きな要素になっています。

また、女性の健康課題や性に対する理解の不足から、社会が女性に耐えることを強いてきた面があり、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利を意味する「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ⁴」の視点を社会で共有することが重要になっています。

施策の方向性1 生涯にわたる女性の健康支援

女性の心身の健康や社会的健康を包括的に支援し、胎児期から高齢期にいたるまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりを通じて、生活の質を高めるライフコースアプローチの考え方方が拡がっています。

女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期で、女性ホルモンの状態によって大きく変化し、ライフステージごとにかかりやすい病気や症状が異なります。

本市では、元気ふじさわ健康プラン藤沢市健康増進計画(第3次)に基づき、ライフコースアプローチを踏まえ、ライフステージごとに、女性の健康づくりや普及啓発を推進していきます。

【取組】

- 女性特有の健康課題に着目した健康づくりの推進
 - ・ 女性特有の健康課題(更年期等)に関する健康教育や相談事業の実施
 - ・ 年齢に応じたがん予防の普及啓発
- ライフステージにあわせたプレコンセプションケア⁵の充実
 - ・ 妊産婦健康診査費用の助成
 - ・ マタニティクラスの実施
 - ・ 産前・産後支援の実施
- 骨粗しょう症予防の普及啓発の充実

⁴ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ:性や子どもを産むこと、また自分の身体に関することすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分自身で決められる権利のことで、「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。

⁵ プレコンセプションケア:将来の妊娠や心身の変化に備え、性に関する正しい知識を身に付け、自分たちの健康に向き合うこと。

施策の方向性 2 女性特有の心身の変化や不調への対応

女性特有の心身の変化や不調は、性に関わることであることから、他者に相談しにくく、また、男性の理解が不十分であることで、女性がその状況を我慢することを強いられる傾向にあります。

とくに若年層は、性に関わる悩みを抱えやすく、そのことが望まない妊娠や中絶につながることもあり、困ったときに気軽に相談できるユースクリニックなどの民間団体が大きな役割を果たしています。

また、本市が行った市民意識調査では、女性特有の心身の変化や不調により、社会生活や日常生活への影響について、「ある」との回答が全体で41.0%となり、とくに「30～39歳」が59.4%、「40～49歳」が57.8%など就労や社会活動を中心となる年齢で影響が高い状況が見られます。

近年は、女性に限らず男性に向けても月経トラブルに関する啓発セミナーや研修を開催したり、女性特有の健康課題を改善するためフェムテック⁶を活用した取組や生理用品を備品化する動きが企業を中心に進んでいます。

本市では、女性にとって質の高い生活を実現するため、ユースクリニックをはじめとする民間団体や企業と連携・協働を図るとともに、先進的な取組に関する情報収集と発信を行い、女性のウェルビーイングの実現に向けた施策を推進します。

図表9－女性特有の心身の変化や不調による社会生活や日常生活への影響
(年齢別)

		回答数 (N)	ある	ない	無回答	(%)
全体		921	41.0	55.7	3.3	
年齢	12～19歳	46	37.0	60.9	2.2	
	20～29歳	68	48.5	50.0	1.5	
	30～39歳	96	59.4	39.6	1.0	
	40～49歳	161	57.8	39.8	2.5	
	50～64歳	255	47.5	51.8	0.8	
	65～74歳	153	22.2	73.2	4.6	
	75歳以上	141	15.6	74.5	9.9	

資料：藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査[2024年(令和6年)7月]

⁶ フェムテック：女性が抱える健康の課題をテクノロジーで解決できる商品(製品)やサービス。

【取組】

- ユースクリニックなどの民間団体や企業との連携・協働による多様な支援の確保
- 女性がより安心して活躍できる環境づくりに向けたフェムテックをはじめとするさまざまな技術や取組に関する情報収集や普及促進
- 民間企業との連携による無料生理用ナプキンディスペンサーの市役所等への設置をはじめとするジェンダー・ギャップ解消に向けた取組の実施

施策の方向性3 こころの健康とレジリエンス⁷を高めるための取組

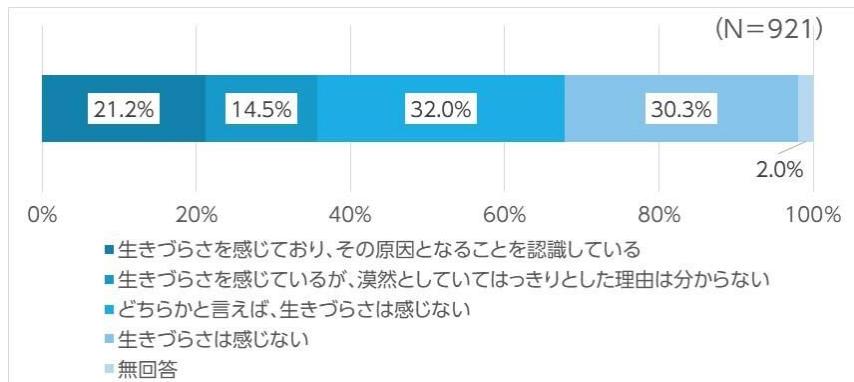
本市が行った市民意識調査では、「生きづらさを感じことがあるか」との質問に対して、「生きづらさを感じており、その原因となることを認識している」と「生きづらさを感じているが、漠然としていてはっきりとした理由は分からない」の回答を合わせると35.7%の人が「生きづらさを感じている」との結果になりました。

また、全国の女性の自殺者数は、2020年(令和2年)に2年ぶりに増加した後、2022年(令和4年)まで3年連続で増加しました。2023年(令和5年)には、4年ぶりに減少しましたが、年代別では、10代の若年女性の自殺者数が増加しています。本市においては、2023年(令和5年)の女性の自殺者数が21人と、過去5年間の平均19人より多くなっており、2024年(令和6年)3月に策定した「第2期ふじさわ自殺対策計画」では、女性の自殺対策の推進を基本施策の一つに位置付けています。

本市では、引き続き、医療機関をはじめ、民間団体や企業などと連携を図りながら、女性の視点を踏まえたメンタルヘルス対策や情報提供を行い、女性の自己肯定感を高めるためのこころの健康の保持、増進に取り組みます。

⁷ レジリエンス：困難な問題やストレス要素に遭遇しても、しなやかに乗り越えることができる力。「精神的回復力」として使われる。

図表 10-生きづらさを感じている割合



資料:藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査[2024年(令和6年)7月]

【取組】

- こころの健康に関する普及啓発や情報提供
- いのちを支える自殺対策の実施

施策の方向性4 性に対する理解の促進

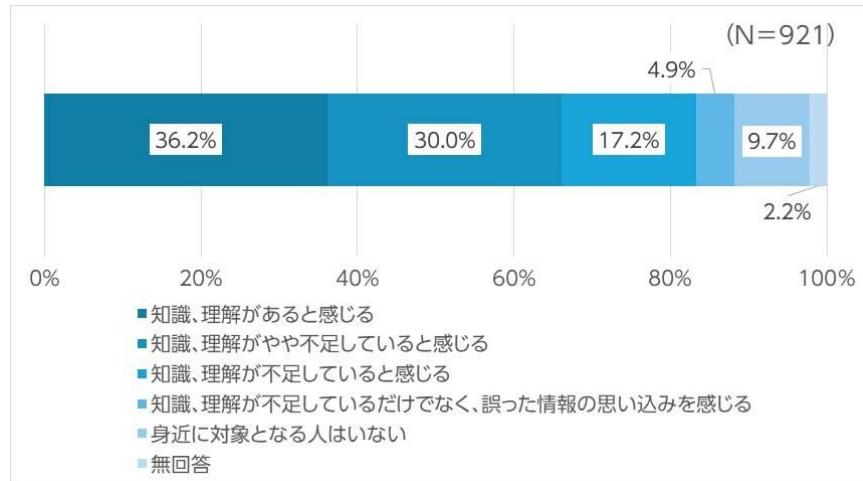
本市が行った市民意識調査では、「女性特有の心身の変化や不調に対する周囲の知識や理解の状況」について尋ねたところ、家族やパートナーなど身近な人に対する、「知識、理解がやや不足していると感じる」が30.0%、「知識、理解が不足していると感じる」が17.2%、さらに「知識、理解が不足しているだけでなく、誤った情報の思い込みを感じる」が4.9%となりました。

また、職場や学校など周囲の人に対する、「知識、理解が浸透していないと感じる」が23.9%、さらに「正しい知識や理解が浸透していないだけでなく、誤った情報で認識しているように感じる」が6.5%となりました。

性についての知識や理解の不足、性に対する誤った認識は、望まない妊娠や中絶の問題など一方的に女性に我慢することを強いることになり、女性の人格や人権を踏みにじる行為につながる恐れもあります。

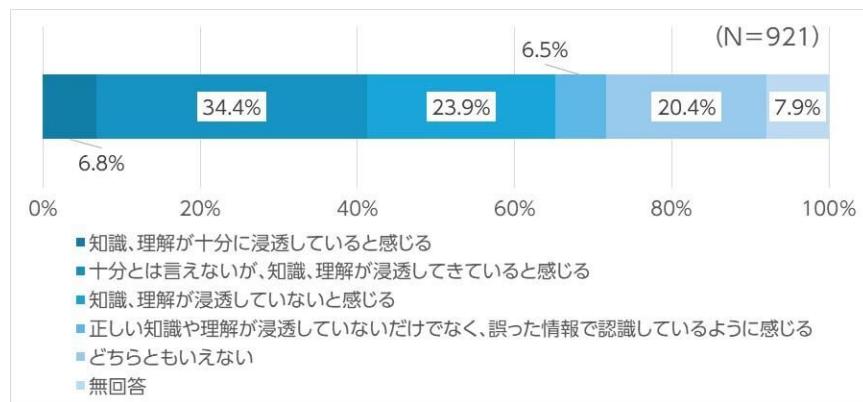
本市では、プレコンセプションケアの浸透を図り、自分や相手、一人一人を尊重する人権意識や態度等を発達段階に応じて身に付けられるよう性に対する理解の促進を図ります。

図表 11－女性特有の心身の変化等に対する身近な人の理解



資料：藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査[2024年(令和6年)7月]

図表 12－女性特有の心身の変化等に対する職場や学校など周りの人の理解



資料：藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査[2024年(令和6年)7月]

【取組】

- 心身の発育・発達と性に関する教育の推進
 - ・ スクール・セクハラ防止リーフレットの配布
 - ・ 正しい性の理解や性の相談窓口などの情報提供の強化
- 性と健康の相談センターにおける相談の実施
- プレコンセプションケアを含めた思春期保健の充実
 - ・ 思春期保健教育・相談の実施

第4章 関係機関と連携・協働した支援体制の充実

第3章にある3つの重点目標を踏まえた取組を推進するため、第4章では、支援体制を定めています。行政機関や民間団体、専門機関等のさまざまな機関が幅広く連携・協働し、困難を抱える女性の意思を尊重しながら、最適な支援が受けられるよう体制の充実を図ります。

1 不安や悩みの相談先の状況

本市が行った市民意識調査では、不安、悩みを相談する相手は、「同居の家族」の割合が61.1%、「友人・知人」の割合が59.3%、「同居していない家族・親戚」の割合が44.7%と身近な人への相談が中心になっています。

一方で、「地域の人」とした割合は、全体で4.7%となりましたが、「12～19歳」及び「20～29歳」の年齢層で0.0%、「30～39歳」で1.0%、「40～49歳」で1.9%と家族観や地域との距離感の変化が顕著に表れています。また、「12～19歳」から「40～49歳」の年齢層では「SNSやインターネット上の友人」と回答した人の割合が3.7～6.5%おり、時代に即した相談へのアクセスの検討が求められています。

**図表 13－不安や悩みを相談する相手上位3位及び「地域の人」とする割合
並びに「誰にも相談しない」の割合(年齢別)(複数回答)**

年齢	回答数 (N)	1位		2位		3位		地域の人 の割合	「誰にも相 談しない」 の割合 (%)
		内容	割合	内容	割合	内容	割合		
全体	921	同居の家族	61.1	友人・知人	59.3	同居していない 家族・親戚	44.7	4.7	7.1
12～19歳	46	同居の家族	71.7	友人・知人	60.9	学校の先生	13.0	0.0	8.7 *1
20～29歳	68	同居の家族	61.8	友人・知人	60.3	同居していない 家族・親戚	29.4	0.0	4.4 *2
30～39歳	96	友人・知人	70.8	同居の家族	63.5	同居していない 家族・親戚	54.2	1.0	4.2 *3
40～49歳	161	同居の家族	65.8	友人・知人	62.1	同居していない 家族・親戚	53.4	1.9	6.8 *4
50～64歳	255	友人・知人	60.4	同居の家族	58.4	同居していない 家族・親戚	45.5	5.1	11.0 *5
65～74歳	153	同居の家族	63.4	友人・知人	59.5	同居していない 家族・親戚	41.2	9.2	5.9
75歳以上	141	同居の家族	53.2	同居していない 家族・親戚	50.4	友人・知人	44.7	8.5	4.3

*1：4位に、SNSやインターネット上の友人 (6.5%)

*2：4位に、交際相手 (25.0%)、5位に、職場の人 (16.2%)

*3：4位に、職場の人 (12.5%)

*4：4位に、職場の人 (21.7%)

*5：4位に、職場の人 (16.9%)

資料：藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査[2024年(令和6年)7月]

2 望まれる相談環境や支援

本市が行った市民意識調査において、女性が抱える困難な問題を解決するために、どのような相談環境や支援があるとよいかを尋ねたところ、「利用できる支援制度の情報提供」の割合が62.1%と最も多くなりました。そもそも、相談先がわからないといった声もあり、必要な情報が一元的に取得できるよう行政だけでなく、民間を含めた目的別の情報発信の検討なども進めていく必要があります。

また、「気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口」は全体では27.0%となつた一方、「12~19歳」で50.0%となり、若年世代の相談体制のあり方については、他世代とは違つた時代に即したアプローチの検討が必要となつています。

図表 14- 望まれる相談環境や支援上位3位(年齢別) (複数回答)

		回答数 (N)	1位		2位		3位		(%)
			内容	割合	内容	割合	内容	割合	
全体	921	利用できる支援制度の情報提供	62.1	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながることができる窓口	53.7	生活のための経済的な援助	35.4		
年齢	12~19歳	46	利用できる支援制度の情報提供	54.3	気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口	50.0	生活のための経済的な援助 *	41.3	
	20~29歳	68	利用できる支援制度の情報提供	54.4	生活のための経済的な援助	45.6	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながることができる窓口	39.7	
	30~39歳	96	利用できる支援制度の情報提供	66.7	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながることができる窓口	52.1	生活のための経済的な援助	45.8	
	40~49歳	161	利用できる支援制度の情報提供	57.8	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながることができる窓口	51.6	カウンセリング等の心理的支援	49.1	
	50~64歳	255	利用できる支援制度の情報提供	63.9	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながることができる窓口	58.8	カウンセリング等の心理的支援	37.6	
	65~74歳	153	利用できる支援制度の情報提供	73.2	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながることができる窓口	59.5	生活のための経済的な援助	34.0	
	75歳以上	141	利用できる支援制度の情報提供	54.6	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につなが能够在する窓口	55.3	生活のための経済的な援助	19.9	

* 同率で、「カウンセリング等の心理的支援」

資料:藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査[2024年(令和6年)7月]

3 相談しやすい市役所に向けた環境づくり

本市では、女性相談窓口を福祉部生活援護課に設置し、DVをはじめとする女性からの相談に対し、迅速に支援につなげるための体制を整えてきました。

一方で、女性を取り巻く困難は複合化しており、各制度を所管する各部署は主体性や専門性を発揮するとともに、複数の部署や関係機関が相互に連携の上、包括的な支援を行うことが重要になっています。

そうしたことを踏まえ、当事者の属性や課題にかかわらず、当事者から最初にアプローチがあった部署において、幅広く相談を受け止めた上で、適切な部署や関係機関につなぎ、必要に応じて協働で支援にあたる体制の構築や組織風土の醸成を図ります。

(1) 女性相談支援員向け研修の受講対象者の拡大

女性相談支援員向けの研修の一部を関係する部署の職員にも受講できるようにし、困難な問題を抱える女性からの相談への対応能力向上を図ります。

(2) 全職員を対象とした女性からの相談対応に関する研修の実施

女性からの相談が複雑化・複合化していることを踏まえ、職員が気付き、適切な部署等へ円滑につなぐことができるよう全職員を対象とした研修を実施します。

(3) 女性が相談しやすい市役所づくりに向けた職員による企画提案の場の新設

女性が相談しやすく、適切な支援が受けられる市役所をめざして、組織横断的に企画提案ができる場を設け、施策への反映を進めます。

4 関係機関との連携・協働促進のための体制整備

行政と民間団体が対等な関係の下、相互の連携・協働を促進しながら困難を抱える女性の支援を行います。

(1) (仮称)藤沢市女性支援会議設置による関係機関との連携・協働の促進

困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、さまざまな主体が日頃から顔が見える関係を築くため、学識経験者をはじめ、民間団体や企業、行政機関、関係部署の職員で構成する会議を設置します。

この会議は、本市の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第15条に基づく支援調整会議に位置付け、課題共有や対応事例の検討・蓄積を行うことで、困難を抱える女性への円滑な支援につなげます。

また、支援者を支える取組として、支援者の負担の軽減策や民間団体の育成など本計画に関わる支援体制の充実に向けた具体的な取組についても検討を行います。

なお、この会議の審議結果は、ジェンダー平等や男女共同参画の推進を図るために必要な事項を調査し、審議を行う「ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会」に報告を行い、市は、その助言をもって、総合的な施策の推進と進捗管理を図ることとします。

(2) 複合的な福祉的課題等を抱える女性への支援

本市では、2023年(令和5年)3月に「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、複合的な生活や福祉にかかる課題に対し、関係各機関における重層的支援を展開しています。制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え、自ら相談に行くことが困難な人などを、早期に発見し、確実に支援していくための取組であり、困難事案に応じて、女性に関わるさまざまな主体が関わり適切な支援を実施します。

ふじさわ女性支援計画

女性の生きづらさを解消し
ウェルビーイングを実現するために

【発行】

2025年(令和7年)3月

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
電話 0466-50-3501／FAX 0466-50-8436
E-mail:fj-jinkendanjyo@city.fujisawa.lg.jp

